令和８年度 第３回 江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

議事要旨

日　　時	令和８年10月20日（火）午後２時～	
場　　所	オンライン開催	
次　　第	１　開会挨拶 ２　江戸川区からの報告（現行計画等について） ３　次期男女共同参画推進計画について ４　その他 ５　閉会	
推進会議委員	会　長　横山　和子 副会長　浦岡　由美子 委　員　飯塚　倫弘 五十嵐　一嘉 加納　志野	高橋　淳子 原島　裕紀 三田　栄一郎 宮本　道子 守　　伸之
事　務　局	総務部人権・男女共同参画推進センター	

１　開会挨拶

事務局

・開会挨拶

会長

・会長挨拶

２　江戸川区からの報告

＜事務局説明＞

○資料１、資料４について

・資料１は現行計画、資料４は次期計画に関するご意見等を掲載している。

・現行計画に関するご意見等は 38 件、次期計画に関するご意見等は 48 件、合計 86 件のご意見を頂戴した。

・この２つの資料の内容は、年度末に発行予定の「男女共同参画推進計画推進状況報告書」に掲載予定。

・いただいたご意見等は、全て全庁へ共有し、各事業の主管部署より回答を得ており、意見によっては複数部署や複数事業の観点から回答を行っている。

○資料２について

・第２回推進会議の資料２の差し替えであり、１枚目の注釈に追記を行っている。また、ご意見を受け、２枚目以降について「改善」の列において、前年度より女性委員の比率が低下した会議体については「－（マイナス）」を表示した。

○資料３について

・例年送付している、２３区における女性の登用状況をまとめた表。

○資料５について

・現時点での、次期計画の素案。今後も調整を続け、11 月の第４回推進会議にて最終的な案をお示ししたうえで、意見募集（パブリック・コメント）を行っていく予定。

○資料６について

・法律の制定・改正、国の計画の策定等を踏まえた、次期計画事業の一覧。
第２回推進会議の際から一部変更を行っている。記載を調整した箇所、新たに追加した事業は、オレンジ色に塗り潰している。

＜各委員の意見＞

・（委員）資料２について、令和４年から令和５年に登用率が急激に伸びた理由を注釈として追記いただいた。議論を重ねても忘れてしまうことがあるため、今後も書面に残すことが大切だと思う。

・（委員）資料４の１頁目、（２）①政策・方針決定過程における女性参画の推進の事業 No.18 について、区職員の人事配置における配慮の取組として整理されているが、私が意図したのは区の附属機関における女性登用のことであった。審議会全体の中で人材プールを作っておき、女性リーダーの発掘を目的とする取組としてロスター制度を提案したので検討していただきたい。

３　次期男女共同参画推進計画について

＜事務局説明＞

○次期計画の位置づけ

・次期計画は、性の平等と多様性を尊重する社会の推進、実現を目的とする「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づいて策定する初めての計画となることから、条例の趣旨を体現できるように取組を進める。

・条例との関係を明確にしつつ、現行の「江戸川区男女共同参画推進計画【平成２９年度～令和８年度】」との継続性を表すため、計画名称は「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり推進計画（第３次江戸川区男女共同参画推進計画）（令和９年度～１３年度）」と考えている。

・本計画は、女性活躍推進法や配偶者暴力防止法、女性支援新法に定める市町村計画を内包する。計画事業にはこの他にも、「ＬＧＢＴ理解増進法」の趣旨を踏まえた事業等を掲載している。
・計画の期間は、令和９年度から１３年度までの５年計画とする。

○国や都の動向
・第１回推進会議で提示した国や都の動向を整理した資料内の、ＬＧＢＴ理解増進法の部分に緑の枠を追加した。
・ＬＧＢＴ理解増進法は市町村計画の策定が求められるものではないが、地方公共団体においても、国民の理解増進に関する施策の実施が求められている。

＜各委員の意見＞

●全般的な事項について

・（委員）ＰＴＡの立場としては、子どもの健やかな成長と保護者が子育てしやすい環境づくりを進めていただきたい。
子どもたちが性別にとらわれず個性を尊重して自分らしく成長してほしい。

●仕事と育児の両立について

・（委員）企業の立場としては、今後も人手不足が見込まれ、本人の意欲さえあれば仕事はあると思うので、女性に再就職を目指そうと思ってもらうことが大切だと感じる。行政には、再就職をしようという意識を持ってもらうためのセミナーや相談の開催をお願いしたい。
一方、本人が働く意欲があっても働ける環境が整っていないと実現は難しいため、企業としては働きやすい職場づくりが必要になる。ワーク・ライフ・バランスの実現に既に取り組んでいる企業への支援だけでなく、労働環境の整備に取り組もうとする企業への支援も重要と感じる。
また、働く意欲があっても０歳児、１歳児は比較的預かってもらえるところが少ない。１年以内に職場に戻りたいとなってもなかなか戻れないということもあると思うので、外部環境に力を入れた計画にしていくとより女性の社会進出が進むのではないかと思う。
・（委員）家庭にいて外に出づらい女性を考慮して、再就職セミナー等はオンラインでの開催も検討いただきたい。
資料５の 39 頁、事業 No.63 の労働環境整備助成金について、就業規則の作成を区が支援することは、非常に有益な施策ではないかと思う。就業規則に男女同一賃金や職場復帰について明記されることで、女性の職場復帰につながるのではないか。
・（委員）０歳児保育はベビーシッター補助事業を活用するよう宣伝してはどうか。

・（委員）近年は男性でも育児休業を長期間取得したり、取得期間中に実際に育児に関わる家庭も増えてきたと感じる。しかし、育児休暇が終わって復帰する際、仕事と子育ての両立が出来るのかと、男性も不安に感じるということがわかった。そのため、男女ともに対して育

児休暇からの復帰支援に力を入れていくことが重要になるのではないか。
また、復帰後も、二人目以降の妊娠をどうするか、という不安も多くの人が持っている。
事業者に対するケアと二人目以降を妊娠・出産しても仕事を続けられるという目線での当事者へのケアが必要だと感じた。

・（委員）江戸川区は中小企業が多く、就業規則を整備していない企業もあると思う。支援につながる環境を整えるためにも、労働環境整備助成金を活用し、就業規則の整備を行うこともポイントだと思う。

・（委員）育児休暇からの復帰に際したプレッシャーやハードルへの支援については本計画でフォローされていないのかと感じた。
自分の事業所では、育児休業中も職員とつながりを持つようにして、復帰時のハードルを下げるようにしている。

・（委員）どの企業も人手不足が課題であり、求職者側が有利な状況ではあるものの、資格や技術は必要であることから、行政で就職支援が行われているのは意義のあることだと感じる。
会社側は育休や産休の制度があり、男女ともに取得できるような仕組みのある会社が選ばれる可能性が高いということで、環境づくりを考えている会社が増えていると聞いている。
必ずしも長期間ではなく、２週間程度の短期取得でも男性が取得できる環境を作っていくことも重要ではないかと感じた。

・（委員）長く働いてもらうための環境整備は民間企業の力のみでは難しいため、行政で制度設計や支援を考えていただきたい。

・（委員）子育てについても様々なニーズや背景に合った施策が整備されているため、これらの取組を区民や区内事業所に周知していくことが重要である。

・（委員）東京都が保育所無償化に踏み込んだことから、関東近郊から東京都に移住する人が増えていて、若い人達が移り住んできていると思う。その人達が子どもを産んで仕事をしていくことを踏まえ、子育て支援をしっかり計画で文章化し実施することで、江戸川区が子育て世代に選ばれる区になるのではないか。

●その他個別の取組等について

・（委員）資料４の１頁、事業 No.17 について、教育指導課から学習指導要領に則り、取組を進めていくと回答がある。
国からは遅くとも来年度の始め頃には次期学習指導要領の内容が示され、令和 10、11 年度頃に先行施行が始まると私は予想している。そちらの内容で、性に関する指導がどのように扱われているか注目したい。

・（委員）「17 の人権課題」という話があったが、近年ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見

や差別に関する項目が追加されて18項目になったため、周知していただけるとありがたいと思う。
・（事務局）取組に反映してまいります。

・（委員）審議会における女性委員の割合について、例えば、防災会議の委員の多くはあて職であることから、そうした役職に女性が登用されないことには増加に至らないため、女性自身も役職に就く努力の必要があると感じた。

・（委員）防犯カメラの設置支援事業があると聞いている。安全・安心な生活があった上で、男女共同参画や多様性の実現があると思うので、行政として推進していただきたい。
・（事務局）防犯カメラ設置支援事業は資料５の34頁の事業No.22「安全・安心まちづくり運動」に含まれている。
防犯活動を行っている、町会、自治会、商店街を対象に、防犯カメラ設置費用の一部を補助するものであり、案内チラシの配付や区ホームページへの掲載により周知している。

・（委員）死亡後手続きで煩雑な想いをされる遺族の方をたくさん見てきたため、資料５の45頁の事業No.105「お悔やみコーナー窓口の運営」は非常にありがたいものだと思う。

・（委員）資料５の47頁、事業No.124にひきこもり相談・居場所事業が新たに追加されたが、引きこもり相談も介護の問題と結びついている。
また、事業No.130、No.135にヤングケアラーに関する取組があるが、ヤングケアラーをどう発見するかという点において、スクールカウンセラーが学校内で発見するのが確率としては高いと思うが、表に出てこない問題を発見するのは家庭に介入しているケアマネジャーなどである。
このような介護と結びついている事業が新たに追加されたのは良いことだと感じた。

・（委員）人権擁護委員と人権尊重教育推進校など、様々な団体との連携の在り方を考える必要があると感じる。

●計画素案中の記載等について

・（委員）資料５の13頁、年齢階級別就業率は国勢調査が出典となっているが、最新の令和７年度の数値は公表されていないのか。
・（計画策定支援委託業者）令和７年度の自治体の数値は未公表で、公表目途も立っていない。今後も動向に注視し、なるべく最新値を掲載できるようにしたい。

・（委員）資料５の18頁、「男性の育児参加、介護参加」とあるが、「参加」という表現は手伝いのようなイメージがあるため別の表現を使うことはできないか。
・（委員）文言は事務局で検討していただきたい。

・（委員）資料５の 25 頁、重点目標１の３行目に「夫は仕事、女は家庭」とあるが、「夫」と「女」と表記が対称的でないため修正してほしい。

・（委員）資料５の 51 頁、指標の「人権課題『性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱなど)』に関心がある人の割合」の現状値と目標値がほとんど変わらないが、設定根拠を教えてほしい。また、52 頁の男性職員の育児休業取得率について、１週間以上の取得率を教えてほしい。

・（事務局）男性職員の１週間以上の育児休業取得率は、令和５年度に 100％を達成し、その後も 100％に近い数値で推移している。

・（事務局）指標について、上位計画である 2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）で設定されている指標を用いている。

４　その他

・（委員）資料のボリュームが大きいため、会議前に審議のポイントを明記していただけると事前に資料の読み込みがしやすい。

・（事務局）ご意見として承り、今後工夫していく。

会長

・第４回会議は 11 月 20 日（金）14 時から開催とする。
異議がないようなので、第４回会議はオンライン開催とする。
次回はパブリックコメント前の計画の最終案を提示予定。

５　閉会